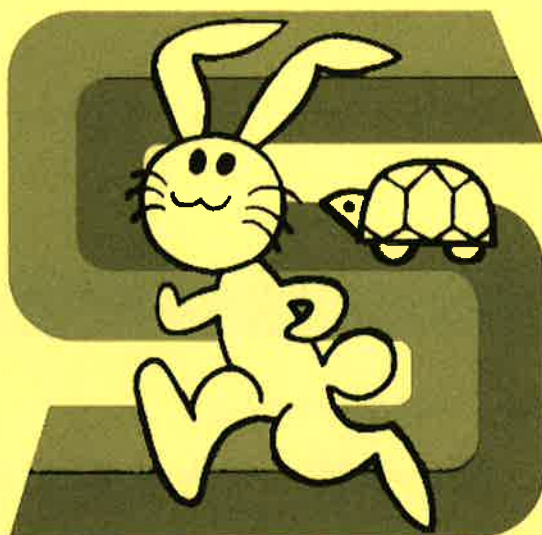


平成29年度

滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動

実施要綱



滋賀県交通安全シンボルマーク

平成29年度滋賀県交通安全スローガン

言いたいね 湖国自慢は「事故ゼロ」と
やめようね スマホうんてん きけんだよ
身につけよう 守って楽しい 自転車ルール

主唱：滋賀県交通対策協議会

平成29年度 滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動

1 目的

交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するためには、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。

そのため、各推進機関・団体が総力を結集して、県民とともに平成29年度交通安全県民総ぐるみ運動を展開し、「交通事故のない滋賀」を目指します。

2 運動の目標値

第10次滋賀県交通安全計画に示されている中期目標値「平成32年までに年間の交通事故死者数45人以下、死傷者数6,000人以下」を踏まえ年間の交通事故死者数を51人以下、死傷者数を6,500人以下に抑止することを目指します。

3 期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間

4 主 唱

滋賀県交通対策協議会
別表1のとおり

5 推進機関・団体

別表2のとおり

6 交通対策協議会 各部会の構成

別表3のとおり

7 運動の重点

- 高齢者および子どもの交通事故防止
- 歩行者および自転車の安全確保
- 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保
- 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

8 運動の種別

(1) 年度を通じて実施する運動

運動名	備考
近江路交通マナーアップ運動	別添「近江路交通マナーアップ運動実施要領」により実施します。
ハイビーム切替え運動	別添「ハイビーム切替え運動実施要領」により実施します。
前照灯早め点灯運動	別添「前照灯早め点灯運動実施要領」により実施します。

(2) 期間を定めて実施する運動

運動名	期間	備考
春の全国交通安全運動	4/6(木)～4/15(土)	別途、交通対策協議会交通安全部会で定める実施要綱に基づき実施します。
夏の交通安全県民運動	7/15(土)～7/24(月)	
秋の全国交通安全運動	9/21(木)～9/30(土)	
年末の交通安全県民運動	12/1(金)～12/31(日)	
新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動	H30 3/15(木)～4/15(日)	

(3) 交通安全強調日(月)

名称	実施日(月)	備考
交通安全啓発日、自転車安全利用日	毎月1日	1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近畿交通安全日、高齢者交通安全の日	毎月15日	
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日	20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近江路交通マナーアップ運動	毎月25日	25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日	
自転車安全利用月間	5月(1か月間)	自転車の安全利用啓発活動を実施
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日	

(4) 交通安全サポート事業所等制度

別添「交通安全サポート事業所等制度実施要領」により実施します。

(5) 交通死亡事故多発警報等発令時の取り組み

別添「交通死亡事故多発警報等発令要領」により取り組みます。

(6) 交通安全びわ湖キャラバン隊

別添「交通安全びわ湖キャラバン隊実施要領」により取り組みます。

9 運動の推進要領

(1) 基本方針

各推進機関・団体は

- 相互の連携を緊密にし、交通の状況や地域の実態に応じた具体的な推進計画を策定し、地域・職域・家庭などが一体となり効果的な活動を展開します。
- それぞれの管下の機関・団体に対し、この運動を周知徹底し、運動が県民参加により幅広く展開され、真に県民総ぐるみ運動となるための積極的な取り組みを行います。

(2) 運動の重点の推進事項

重 点	推 進 事 項
高齢者および 子どもの 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ●通学路における子どもの交通安全対策の推進 ●高齢者の交通安全諸活動参画意識の醸成 ●交通危険箇所等における保護誘導活動の実施 ●夕暮れ時や夜間における明るい服装や反射材着用の促進 ●高齢者居住家庭に対する訪問指導活動の推進 ●横断歩道付近での安全確認、徐行運転の啓発 ●高齢者および子どもを守る運動の推進 ●高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進 ●高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行 ●運転免許証自主返納高齢者支援制度の周知と自主返納しやすい環境づくり ●高齢者講習等の効果的实施 ●「思いやりゾーン」の周知と、ゾーン内における高齢者交通事故防止対策の強化
歩行者および 自転車の 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ●飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守 ●歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進 ●自転車は車両であることの周知および「自転車安全利用五則」を利用した正しい交通ルールとマナーについての指導 ●自動車、自転車の前照灯早め点灯の励行 ●自動車の夜間走行時における、こまめな前照灯ハイビームの切り替えの推奨 ●自転車の安全点検・整備の促進（TSマークの普及） ●自転車の賠償責任保険・共済の積極的加入促進 ●高齢者および子どもの自転車乗用時におけるヘルメット着用の推進 ●自転車安全利用指導員による交通安全教育の推進 ●安全なピワイチの推進 ●歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導
生活に密着した 身近な道路および交差点 における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路等における交通危険箇所の点検・整備による事故防止対策の推進 ●「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の徹底 ●交差点での信号遵守と一時停止および確実な安全確認の実施 ●交差点での「止まる・見る・待つ」の励行
全席シートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●全席シートベルト着用とチャイルドシートの使用義務を呼びかける広報・啓発活動の徹底 ●シートベルト着用効果の理解を促す、参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催 ●チャイルドシートの効果や、正しい取り付け方法の周知を図る講習会の開催
飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底 ●「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり ●参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催 ●ハンドルキーパー運動への参加促進 ●酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底 ●飲酒時における鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利用促進 ●家庭・地域・職場等それぞれの立場で、飲酒運転の悪質・危険性について話し合いの実践

(3) 運動の一般推進事項

交通安全教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭では <ul style="list-style-type: none"> ・全席シートベルト・チャイルドシート着用や夜間の反射材の活用を図り、ヘルメットの着用を推進するとともに、身近で起きた交通事故事例などについての話し合いの実践 ・外出する人への声かけなど、家族ぐるみで交通ルールやマナーの遵守意識の高揚を図る ・高齢ドライバーへの運転免許証自主返納も含めた交通事故防止についての話し合いの実践 ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実態に即した自主交通安全活動の展開 ・各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ ・「交通安全教育指針」に基づく段階的、体系的な交通安全教育の推進 ・高齢者や園児・児童・生徒を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ・自主防犯、防災組織と連携した交通安全活動の推進 ・自転車の安全な利用に向けた正しいルールの周知徹底
街頭活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・各推進機関・団体や関係ボランティアの連携により、交通安全強調日（月）を重点とした街頭指導・啓発活動の強化 ・おうみ通学路交通アドバイザー、子ども安全リーダー、スクールガードなどの子どもを見守る組織やPTA等と連携した、通学路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化 ・安全運転管理者、事業者等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の高揚
広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・推進機関、団体のそれぞれの特性を生かした、広報紙（誌）、広報車、社内放送、校内放送、ホームページなどの各種媒体を活用した交通安全広報活動の積極的推進 ・交通安全強調日や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲出等による啓発活動の強化

(4) 関係機関・団体における推進事項

機関・団体名	推 進 事 項
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ●各期の交通安全運動・交通安全強調日等における効果的な啓発等の推進 ●各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進 ●リーフレット等の啓発資料の作成、のぼり旗の掲出等による啓発活動の推進 ●講習会・交通安全教室等交通安全教育の推進 ●その他交通安全活動の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ●県民に対する交通安全運動の浸透と運動参画を呼びかける広報啓発活動の推進 ●県民総ぐるみ運動として展開するため、県民各層へ通じる関係機関・団体、市町との連絡調整 ●交通安全活動方針の取りまとめ ●交通安全関係機関・団体等の指導育成 ●高齢者および子どもの各種事故防止対策の推進 ●滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と、特に自転車の損害賠償責任保険・共済の加入促進に向けた周知の推進
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画を呼びかける広報啓発活動の推進 ●県民総ぐるみ運動として展開するための関係機関・団体との連絡調整 ●交通安全教育活動の推進 ●交通安全関係機関・団体等の指導育成
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者および子どもの交通安全対策の推進 ●良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進 ●安全で安心して通行できる交通環境の整備 ●交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ●交通秩序を害する事故・事件捜査の強化
教育関係機関 団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進 ●交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実 ●園児・児童・生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施 ●交通事故防止と管理指導体制の確立 ●児童・生徒の保護者に対する学習の機会と、児童・生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導 ●保護者(PTA)と連携した交通安全教育・啓発活動の推進 ●各PTA単位による学校と連携した「3+1ない運動(免許を取らない、乗らない、買わない、親は子どもの要求に負けない)」の推進
運輸支局・労働局	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転者を雇用する事業所に対する監督・指導 ●運行管理者向け一般講習の実施 ●自動車点検整備推進運動および不正改造車排除運動の実施 ●運送事業者監査の実施 ●全国交通安全運動期間中における街頭検査の実施 ●自動車運転者時間管理等指導員による事業所指導
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全施設の更新・改修の実施 ●通学路における危険箇所の安全対策の推進 ●歩道整備事業の推進 ●各交通安全運動期間中における交通安全啓発活動の推進 ●情報板・各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ●交通マナーと交通安全意識を高めるための積極的な街頭啓発事業の実施 ●高齢者および子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ●自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進 ●全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動の推進 ●飲酒運転の根絶を図るための「ハンドルキーパー運動」等の普及促進 ●二輪車事故防止のための講習会等の開催及び指導員の育成 ●地域に密着した交通安全啓発活動の推進
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> ●安全運転管理者(副)の立場と役割、責任を明確にする安全運転管理の推進 ●安全運転管理者選任事業所の職員に対する、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ●県下統一の「無事故無違反100日運動」への積極的参加の推進
自動車教習所協会	<ul style="list-style-type: none"> ●教習生・各種講習の受講者等に対する交通安全教育の推進 ●指定自動車教習所の一開放行事など地域における交通安全教育センター活動の推進 ●高齢者講習等の効果的推進 ●各種広報媒体を活用した広報活動の推進
運輸関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運行管理、労務管理による交通安全指導の実施 ●車両の点検整備、安全機器・装備の充実 ●交通安全教育の徹底、啓発活動の実施 ●交通安全教育に関する調査 ●運輸安全マネジメントの推進 ●車内事故防止にかかる啓発活動の実施
その他 推進機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●推進機関・団体のそれぞれの特性を活かした広報啓発活動の展開 ●県内各地域における街頭啓発活動の実施 ●様々な機会を活用した交通安全講習会の開催